

(別添資料 2)

令和 8 年度十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）冬季の滞在体験創出・実証業務の
企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

東北環境局内に設置する「令和 8 年度十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）冬季の滞在体験創出・実証業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委 員 長 東北環境局統括自然保護企画官 二戸 治

委 員 東北環境局国立公園課 課長 櫻庭 佑輔

東北環境局総務課 課長 河瀬 貴広

十和田八幡平国立公園管理事務所 所長 松尾 浩司

* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和 8 年度十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）冬季の滞在体験創出・実証業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料 2）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	1 0 点満点	1 5 点満点
・ 秀	5 点	× 2	× 3
・ 優	4 点		
・ 良	3 点		
・ 準良	2 点		
・ 可	1 点		
・ 不可	0 点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を東北環境局長へ報告し、同局長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。